

(6) 教育課程の変更状況

① 大学院学校教育研究科

ア 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程新旧対照表

i) 専門職学位課程に係る免除した単位数に関し修得したものとみなす規定の改正

改正後（平成21年度以降）	改正前（平成20年度以前）
<b>上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄）</b>	<b>上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄）</b>
<p><b>第1条</b> }                  } 略  <b>第5条</b> }</p>	<p><b>第1条</b> }                  } 略  <b>第5条</b> }</p>
<p>（修了要件と履修単位の区分）  <b>第6条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 第1項及び第2項の規定にかかわらず、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者の修了要件に係る在学年数は、3年以上とする。</p>	<p>（修了要件と履修単位の区分）  <b>第6条</b> 修士課程の修了要件を満たすためには、大学院に2年以上在学し、別表第2に規定する履修基準に基づき30単位以上を修得し、かつ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。</p> <p>2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、大学院に2年以上在学し、別表第2に規定する履修基準に基づき所定の46単位以上を修得しなければならない。ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有する者等については、申請に基づき、実習科目により修得する10単位のうち6単位を免除することができる。</p> <p><u>3</u> 前項ただし書の規定により免除することとした単位数は、修得したものとみなす。</p> <p><u>4</u> 第1項及び第2項の規定にかかわらず、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者の修了要件に係る在学年数は、3年以上とする。</p>
<p><b>第6条</b> }                  } 略  <b>第18条</b> }</p>	<p><b>第6条</b> }                  } 略  <b>第18条</b> }</p>
<p><b>別表第1</b>（第4条関係） 略</p>	<p><b>別表第1</b>（第4条関係） 略</p>

改正後（平成21年度以降）

**別表第2**（第6条関係）

履修基準単位表

- (1) 修士課程  
略  
(2) 専門職学位課程

区分	授業科目の領域	単位	摘要
略			
実習科目	学校支援フィールドワーク	10	全コース共通とし、2科目10単位を修得するものとする。 ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有している等の条件を満たす者については、申請に基づき、実習科目10単位のうち、6単位相当を免除することができる。
略			

**別表第3**（第7条関係） 略

附 則

この規程は、平成22年〇月〇日から施行する。ただし、この規程による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第6条及び別表第2の(2)専門職学位課程の規定は、平成20年度に入学した専門職学位課程の学生から適用する。

改正前（平成20年度以前）

**別表第2**（第6条関係）

履修基準単位表

- (1) 修士課程  
略  
(2) 専門職学位課程

区分	授業科目の領域	単位	摘要
略			
実習科目	学校支援フィールドワーク	10	全コース共通とし、2科目10単位を修得するものとする。 ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有している等の条件を満たす者については、申請に基づき、実習科目10単位のうち、6単位相当を修得したものとみなすことができるものとする。
略			

**別表第3**（第7条関係） 略

ii) 大学院教育課程の変更等に基づく改正

改正後（平成22年度以降）	改正前（平成21年度以前）
<b>上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄）</b>	<b>上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄）</b>
<p>（趣旨）  <b>第1条</b> この規程は、<u>上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）</u>  <u>第64条</u>の規定に基づき、大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）における専攻の目的、開設する授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法について必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）  <b>第1条</b> この規程は、<u>国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）</u>  <u>第71条</u>の規定に基づき、大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）における専攻の目的、開設する授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法について必要な事項を定める。</p>
<p><b>第2条</b> }          } 略  <b>第7条</b> }</p>	<p><b>第2条</b> }          } 略  <b>第7条</b> }</p>
<p>（教育職員免許取得プログラム）  <b>第8条</b> 修士課程の学生のうち、教育職員免許状の取得の所要資格を得させるためのプログラム（以下「教育職員免許取得プログラム」という。）の受講を許可された者は、学校教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める教育職員免許状の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。          2 教育職員免許取得プログラムについて必要な事項は、別に定める。          3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、修得した単位は、<u>学則第72条第1項</u>に規定する修了要件の単位数には含めない。</p>	<p>（教育職員免許取得プログラム）  <b>第8条</b> 修士課程の学生のうち、教育職員免許状の取得の所要資格を得させるためのプログラム（以下「教育職員免許取得プログラム」という。）の受講を許可された者は、学校教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める教育職員免許状の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。          2 教育職員免許取得プログラムについて必要な事項は、別に定める。          3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、修得した単位は、<u>学則第79条第1項</u>に規定する修了要件の単位数には含めない。</p>
<p><b>第9条</b> }          } 略  <b>第11条</b> }</p>	<p><b>第9条</b> }          } 略  <b>第11条</b> }</p>
<p>（履修登録の上限）  <b>第12条</b> 専門職学位課程の学生が1年間に履修登録できる単位数の上限は、<u>36単位</u>とする。          2 履修登録の上限に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>（履修登録の上限）  <b>第12条</b> 専門職学位課程の学生が1年間に履修登録できる単位数の上限は、<u>32単位</u>とする。          2 履修登録の上限に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p><b>第13条</b> }          } 略  <b>第18条</b> }</p>	<p><b>第13条</b> }          } 略  <b>第18条</b> }</p>
<p><b>別表第1</b>（第4条関係） 略</p>	<p><b>別表第1</b>（第4条関係） 略</p>
<p><b>別表第2</b>（第6条関係） 略</p>	<p><b>別表第2</b>（第6条関係） 略</p>

改正後（平成22年度以降）

別表第3（第7条関係）

1 修士課程

(1) 共通科目

領域	対象とする 専攻・コース	授業科目	単位数及び授業方法等	
			必修	選択
略				
教育と社会問題に関する科目	全専攻・コース	略 いのち教育論 略		L1・S1
略				

(2) 専攻科目

領域	対象とする 専攻・コース	授業科目	単位数及び授業方法等	
			必修	選択
専門科目	全専攻・コース	<学習臨床研究> 略 学習と相互行為特論 <u>国語学習過程特論</u> 算数・数学学習過程特論 略		L1・S1 L1・S1 L1・S1
		略		
幼児教育に関する科目	全専攻・コース	略 略 <u>幼年教育論</u>		L2
		略 肢体不自由教育臨床実習 病弱教育臨床実習 略 肢体不自由応用教育臨床実習 病弱応用教育臨床実習 略		P4 P4 P4 P4
略				
自然系教育に関する科目	全専攻・コース	略 <理科> <u>現代物理学特論</u> <u>電磁物性特論</u> 略		L2 L2
		略		

改正前（平成21年度以前）

別表第3（第7条関係）

1 修士課程

(1) 共通科目

領域	対象とする 専攻・コース	授業科目	単位数及び授業方法等	
			必修	選択
略				
教育と社会問題に関する科目	全専攻・コース	略 いのち教育論 略		L2
略				

(2) 専攻科目

領域	対象とする 専攻・コース	授業科目	単位数及び授業方法等	
			必修	選択
専門科目	全専攻・コース	<学習臨床研究> 略 学習と相互行為特論 算数・数学学習過程特論 略		L1・S1 L1・S1
		略		
幼児教育に関する科目	全専攻・コース	略 <u>子どものカリキュラム論</u> <u>幼小連携と生活科</u> 略 <u>幼児教育特論</u>		L2 L2 L2
		略 肢体不自由教育臨床実習 病弱教育臨床実習 略 肢体不自由応用教育臨床実習 病弱応用教育臨床実習 略		P2 P2 P2 P2
略				
自然系教育に関する科目	全専攻・コース	略 <理科> <u>電磁物性特論</u> 略		L2
		略		

改正後（平成22年度以降）				改正前（平成21年度以前）			
芸術系教育に関する科目	<音楽> 略 日本音楽演奏研究 <u>音楽学演習</u>						S 2 S 2
	<美術> 略 人物画研究 略 塑造研究Ⅱ 略						P 1 P 1
	<保健体育> 略 略 略						L 2 L 2 L 2
	<学校ヘルスケア> 略 略						L 2
略				略			

備考 略

備考 略

2 専門職学位課程

2 専門職学位課程

(1) 臨床共通科目

(1) 臨床共通科目

領域	対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等	
				必修	選択
教育課程の編成及び実施に関する科目	全コース	教育課程の編成・実施の実践と課題	1・2	S 4	
教科等の実践的な指導方法に関する科目		教科等の実践的な指導方法の実践と課題	1・2	S 4	
生徒指導及び教育相談に関する科目		生徒指導，教育相談の実践と課題	1・2	S 4	

領域	対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等	
				必修	選択
教育課程の編成及び実施に関する科目	全コース	教育課程の編成・実施の実践と課題	1	S 4	
教科等の実践的な指導方法に関する科目		教科等の実践的な指導方法の実践と課題	1	S 4	
生徒指導及び教育相談に関する科目		生徒指導，教育相談の実践と課題	1	S 4	

改正後（平成22年度以降）

学級経営及び学校経営に関する科目	学級経営，学校経営の実践と課題	1・2	S 4	
学校教育と教員の在り方に関する科目	学校教育と教員の在り方に関する事例研究	1・2	S 4	

(2) コース別選択科目

領域	対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等	
				必修	選択
略					
プロフェッショナル科目	教育実践リーダーコース	学び合いの授業論	1・2		S 2
		学習デザイン論	1・2		S 2
		勇気づけの学級づくり論	1・2		S 2
		子どもを引きつける授業づくりの理論と実際	1・2		S 2
		道徳教育の理論と実際	1・2		S 2
		特別支援教育における授業づくりの理論と実際	1・2		L 2
		特別支援教育論	1・2		S 2
		授業と学校の改善に向けた教育調査の理論と実際	1・2		S 2
		国語科授業のデザインと評価	1・2		S 2
		小学校社会科授業の基礎技法	1・2		S 2
		算数・数学科授業デザイン論	1・2		S 2
		教科の固有性を踏まえた算数・数学科の学習指導の理論と実際	1・2		S 2
		理科授業デザイン論	1・2		S 2
		社会認識を深める授業づくりの実際と課題	1・2		S 2
		生活科の教科特性とその存在意義	1・2		S 2
		総合的な学習を中心とした教育課程論	1・2		S 2
		「子ども・芸術・学校」その実際と課題	1・2		S 2
身体教育学演習	1・2		S 2		
小学校英語授業づくり論	1・2		S 2		

改正前（平成21年度以前）

学級経営及び学校経営に関する科目	学級経営，学校経営の実践と課題	1	S 4	
学校教育と教員の在り方に関する科目	学校教育と教員の在り方に関する事例研究	1	S 4	

(2) コース別選択科目

領域	対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等	
				必修	選択
略					
プロフェッショナル科目	教育実践リーダーコース	学び合いの授業論	1		S 2
		学習デザイン論	1		S 2
		教科内容・方法学特論	1		S 2
		勇気づけの学級づくり論	1		S 2
		道徳性の発達と支援	1		S 2
		特別支援教育における授業づくりの理論と実際	1		S 2
		特別支援教育論	1		L 2
		授業と学校の改善に向けた教育調査の理論と実際	1		S 2
		国語科授業のデザインと評価	2		S 2
		算数・数学科授業デザイン論	1		S 2
		教科の固有性を踏まえた算数・数学科の学習指導の理論と実際	2		S 2
		理科授業デザイン論	2		S 2
		社会認識を深める授業づくりの実際と課題	2		S 2
		生活科の教科特性とその存在意義	2		S 2
		「子ども・芸術・学校」その実際と課題	2		S 2
		身体教育学演習	2		S 2
		小学校英語授業づくり論	2		S 2

改正後（平成22年度以降）					改正前（平成21年度以前）					
(3) 実習科目 略	学校運営リーダーコース	現代の教育改革とビジョン	1・2		S 2	学校運営リーダーコース	現代の教育改革とビジョン	1		S 2
		学校文化改革の課題と視点	1・2		S 2		学校文化改革の課題と視点	1		S 2
		宗教と公教育	1・2		S 2		宗教と公教育	1		S 2
		実践的學校経営特論	1・2		S 2		実践的學校経営特論	2		S 2
		学校経営の危機管理と実践的課題	1・2		S 2		学校経営の危機管理と実践的課題	2		S 2
		学校経営と人権教育特論	1・2		L 2		学校経営と人権教育特論	1		L 2
		校内の授業研究のシステム化と授業研究の方法	1・2		L 2		校内の授業研究のシステム化と授業研究の方法	1		L 2
		体で学ぶ一斉指導の基礎技法	1・2		S 2		体で学ぶ一斉指導の基礎技法	2		S 2
<p><b>附 則</b></p> <p>1 <u>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>平成21年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この規程による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）第12条及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修規程別表第3に規定する修士課程又は専門職学位課程の授業科目については、履修することができる。</u></p> <p>3 <u>前項ただし書の規定により修得した単位は、修士課程の修了要件30単位又は専門職学位課程の修了要件46単位に算入しない。</u></p>					<p>(3) 実習科目 略</p>					

② 学校教育学部

ア 上越教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後（平成22年度以降）	改正前（平成21年度以前）
<p align="center"><b>上越教育大学学校教育学部履修規程（抄）</b></p>	<p align="center"><b>上越教育大学学校教育学部履修規程（抄）</b></p>
<p>（趣旨）  <b>第1条</b> この規程は、<u>上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第37条</u>の規定に基づき、学校教育学部（以下「学部」という。）における専修の目的、開設する授業科目及びその履修方法等について必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）  <b>第1条</b> この規程は、<u>国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第44条</u>の規定に基づき、学校教育学部（以下「学部」という。）における専修の目的、開設する授業科目及びその履修方法等について必要な事項を定める。</p>
<p><b>第2条</b> 略</p>	<p><b>第2条</b> 略</p>
<p><b>第3条</b> 略</p>	<p><b>第3条</b> 略</p>
<p>（進級）  <b>第4条</b> 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。            (1) 2年次に進級できる学生は、1年次終了時において必修科目20単位以上（第9条に規定する授業科目「人間教育学セミナー（教職の意義）」を含む。）を修得した者とする。            (2) 4年次に進級できる学生は、3年次終了時において<u>卒業要件単位のうち</u>90単位以上（第9条に規定する授業科目「教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）」を含む。）を修得した者とする。            2 前項の進級の判定は、各学年末に行うものとする。            3 病気その他やむを得ない理由により第1項第2号の「教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）」を修得することができなかつた者については、教育上支障のない場合に限り、教務委員会で審議の上、特別に進級を認めることができる。</p>	<p>（進級）  <b>第4条</b> 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。            (1) 2年次に進級できる学生は、1年次終了時において必修科目20単位以上（第9条に規定する授業科目「人間教育学セミナー（教職の意義）」を含む。）を修得した者とする。            (2) 4年次に進級できる学生は、3年次終了時において90単位以上（第9条に規定する授業科目「教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）」を含む。）を修得した者とする。            2 前項の進級の判定は、各学年末に行うものとする。            3 病気その他やむを得ない理由により第1項第2号の「教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）」を修得することができなかつた者については、教育上支障のない場合に限り、教務委員会で審議の上、特別に進級を認めることができる。</p>



改正後（平成22年度以降）		改正前（平成21年度以前）	
<b>第5条</b> 略		<b>第5条</b> 略	
<b>第6条</b> 略		<b>第6条</b> 略	
<b>第7条</b> 略		<b>第7条</b> 授業科目の区分・内容は、次の表に掲げるとおりとする。	
授業科目の区分	内 容	授業科目の区分	内 容
人間教育学関連科目	教員の原点である人間理解を，体験と観察・参加を通じて実践的に深めることを目的とする科目群である。	人間教育学関連科目	教員の原点である人間理解を，体験と観察・参加を通じて実践的に深めることを目的とする科目群である。
相互コミュニケーション科目	初等教員として求められている教育的情報処理能力と表現能力を育成するための科目群である。	相互コミュニケーション科目	初等教員として求められている教育的情報処理能力と表現能力を育成するための科目群である。
ブリッジ科目	十分な基礎学力を補習するとともに初等の教科専門性を培い，さらに専門科目への橋渡しをするための科目群である。	ブリッジ科目	十分な基礎学力を補習するとともに初等の教科専門性を培い，さらに専門科目への橋渡しをするための科目群である。
教育実践科目	各教科の指導法，ガイダンス及び教育実習によつて教育実践力を養成することを目的とする科目群である。	教育実践科目	各教科の指導法，ガイダンス及び教育実習によつて教育実践力を養成することを目的とする科目群である。
教職実践演習科目	教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための科目である。		
専門科目	各専修・コースごとに専門科目，専門セミナー及び実践セミナーから構成され，総合的かつ専門的な問題解決能力の形成を目指すための科目群である。	専門科目	各専修・コースごとに専門科目，専門セミナー及び実践セミナーから構成され，総合的かつ専門的な問題解決能力の形成を目指すための科目群である。
卒業研究	専修・コースの専門科目に関する修業を集約発展させて，その成果をまとめあげるための科目である。	卒業研究	専修・コースの専門科目に関する修業を集約発展させて，その成果をまとめあげるための科目である。

改正後（平成22年度以降）

（卒業要件と履修単位の区分）

**第8条** 卒業要件を満たすためには、学部にて4年以上在学し、次の表に掲げる授業科目の区分ごとの単位に基づき130単位を修得しなければならない。

区	分	卒業要件単位			
		学校教育専修		教科・領域 教育専修	
		右記以外 のコース	幼児教育 コース		
人間教育学関連 科目	人間教育学 セミナー	教職の意義等に関する 科目及び総合演習		2	
	実践的人間 理解科目	体験学習		2	
		スポーツ実践		2	
		観察・参加実習		2	
		異文化理解		8	
		憲法と教育		2	
	基礎的人間 形成科目	教育の基礎理論		10	12
指導法の基礎理論		6	16	6	
相互コミュニケ ーション科目	情報	4			
	表現	4			
ブリッジ科目	ブリッジ科目Ⅰ	18			
	ブリッジ科目Ⅱ	2			
教育実践科目	各教科の指導法		18		
	ガイダンス	4	6	4	
	教育実習	8			
教職実践演習科目	2				
専門科目	専門科目	20	6	20	
	専門セミナー	8			
	実践セミナー	4			
卒業研究	4				
合	計	130			

第9条 }  
 } 略  
第16条 }

改正前（平成21年度以前）

（卒業要件と履修単位の区分）

**第8条** 卒業要件を満たすためには、学部にて4年以上在学し、次の表に掲げる授業科目の区分ごとの単位に基づき128単位を修得しなければならない。

区	分	卒業要件単位				
		学校教育専修		教科・領域 教育専修		
		右記以外 のコース	幼児教育 コース			
人間教育学関連 科目	人間教育学 セミナー	人間教育学セミナーⅠ	2			
		人間教育学セミナーⅡ	2			
	実践的人間 理解科目	体験学習		2		
		スポーツ実践		2		
		観察・参加実習		2		
		異文化理解		8		
		憲法と教育		2		
基礎的人間 形成科目	教育の基礎理論		10	12	10	
	指導法の基礎理論		6	16	6	
相互コミュニケ ーション科目	情報	4				
	表現	4				
ブリッジ科目	ブリッジ科目Ⅰ	18				
	ブリッジ科目Ⅱ	2				
教育実践科目	各教科の指導法		18			
	ガイダンス	4	6	4		
	教育実習	6				
専門科目	20					
専門科目	専門セミナー	8				
	実践セミナー	4				
卒業研究	4					
合	計	128				

第9条 }  
 } 略  
第16条 }

改正後（平成22年度以降）

別表（第9条関係）

区分	対象とする専修・コース	授業科目	単位数及び授業方法等			標準履修年次	摘要			
			必修	選択	自由					
人間教育 学関連 科目	人間教育 学セ ミナ ー I I I I	教職の意義等に関する科目及び総合演習	全専修・コース	人間教育学セミナー（教職の意義） 総合演習（多文化社会論） 総合演習（学校と食の教育）			S 2	S 2 S 2	1 2 2	
				略						
				教育実地研究 I A（観察・参加）			L 0.5 P 0.5		1	
				教育実地研究 I B（観察・参加） 教育実地研究 I C（観察・参加）			L 0.5 P 0.5	L 0.5 P 0.5	2 1	
実践的 人間理 解科 目	略 観察・参 加実習	略								
		略								
基礎的 人間形 成科 目	略 指導法の 基礎理論	略						略		
		略								
略										
ブリ ッジ 科 目	ブリッジ科目 I	略 総合・生活A 総合・生活B 音楽 略			(2) S1・P1	L 2 L 2	1 1 1			
		ブリッジ科目 II	学校教育 専修 幼児 教育 コ ース	略						
子どもの教育・保育概論 子どもの保育・表現概論 略				(2)	L 2 L 2	2 2				

改正前（平成21年度以前）

別表（第9条関係）

区分	対象とする専修・コース	授業科目	単位数及び授業方法等			標準履修年次	摘要			
			必修	選択	自由					
人間教育 学関連 科目	人間教育 学セ ミナ ー I I I I	人間教育学セミナー（教職の意義） 総合演習（多文化社会論） 総合演習（メディアから見る社会～新聞を中心に～） 総合演習（乳幼児の理解と指導） 総合演習（ことばと社会） 総合演習（自然と人間） 総合演習（自然環境） 総合演習（芸術社会教育論） 総合演習（学校と食の教育）	全専修・コース	人間教育学セミナー（教職の意義）			S 2	1		
				総合演習（多文化社会論） 総合演習（メディアから見る社会～新聞を中心に～） 総合演習（乳幼児の理解と指導） 総合演習（ことばと社会） 総合演習（自然と人間） 総合演習（自然環境） 総合演習（芸術社会教育論） 総合演習（学校と食の教育）			S 2 S 2 S 2 S 2 S 2 S 2 S 2	2 2 2 2 2 2 2	2単位以上を修得すること。	
				略						
				教育実地研究 I A（観察・参加）			L 0.5 P 1.5		1・2	
実践的 人間理 解科 目	略 観察・参 加実習	略								
		教育実地研究 I B（観察・参加）			L 0.5 P 0.5		1			
基礎的 人間形 成科 目	略 指導法の 基礎理論	略								
		略								
略										
ブリ ッジ 科 目	ブリッジ科目 I	略 総合・生活 音楽 略			L 2 P 2	1 1				
		ブリッジ科目 II	学校教育 専修 幼児 教育 コ ース	略						
子どもの心理・発達概論 子どもの教育・保育概論 子どもの保育・表現概論 略				(2)	L 2 L 2 L 2	2 2 2				



改正後（平成22年度以降）							改正前（平成21年度以前）								
教 科 ・ 領 域 教 育 専 修	教職 デザ イン コー ス	略 総合的な学習の時間の授業デザイン と評価 <u>総合的な学習の基礎</u> 略 民主的コミュニケーションを活用し た学級づくり論 <u>ロール・プレイングの基礎演習</u>	L1S1 <u>L1S1</u> L1S1 <u>S 2</u>	3 <u>2</u> 3 <u>3</u>			教 科 ・ 領 域 教 育 専 修		略 総合的な学習の時間の授業デザイン と評価 略	L1S1	3				
	言語 系コ ース	略 〈英語〉 略 比較文化 <u>異文化理解教育</u> 略	L 2 <u>L 2</u>	3 <u>3</u>				言語 系コ ース	略 〈英語〉 略 比較文化 略	L 2	3				
	社会 系コ ース	略 宗教学文献講読 <u>宗教思想史研究</u> 略	L 2 <u>L 2</u>	3 <u>2</u>				社会 系コ ース	略 宗教学文献講読 略	L 2	3				
	自然 系コ ース	略 〈理科〉 略 電磁気学 <u>現代物理学</u> 略	L 2 <u>L 2</u>	3 <u>4</u>				自然 系コ ース	略 〈理科〉 略 電磁気学 略	L 2	3				
	芸術 系コ ース	〈音楽〉 略 作曲法 <u>日本音楽概論</u> 略	S 2 <u>L 2</u>	2 <u>2</u>				芸術 系コ ース	〈音楽〉 略 作曲法 略	S 2	2				
		略 人物画実習 略 身体表現モデル実習 略	<u>P 1</u> <u>P 1</u>	3 3					略 人物画実習 略 身体表現モデル実習 略	<u>P 2</u> <u>P 2</u>	3 3				
		生活 ・健 康系 コー ス	略 〈家庭〉 略 中等家庭科指導法（教材論） 略	<u>L1・S1</u>	2					生活 ・健 康系 コー ス	略 〈家庭〉 略 中等家庭科指導法（教材論） 略	<u>L 2</u>	2		
	案							案							
	備考 略							備考 略							

改正後（平成22年度以降）	改正前（平成21年度以前）
<p><b>附 則</b></p> <p><u>1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 平成21年度以前に学校教育学部に入学者については、この規程による改正後の上越教育大学学校教育学部履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）第4条第1項、第7条、第8条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修規程別表に規定する授業科目については、履修することができる。</u></p> <p><u>3 前項ただし書の規定により修得した単位は、卒業要件128単位に算入しない。</u></p>	